

毎月1・11・21日発行

4/11

令和2年(2020)
No.2161

広報

Shinagawa

しながわ

人権尊重都市品川宣言特集号



発行/品川区 編集/広報広聴課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(広報広聴課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

みんなので築こう 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心

5月3日の憲法記念日は、昭和22年5月3日に施行された「日本国憲法」を記念して制定されました。この日を含む5月1日から7日までの一週間が「憲法週間」です。日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を大きな柱としています。憲法第11条は、「国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と人権保障の基本原則を定めています。人が人生を送り、そして他人と関わり合う中で、決して侵してはならない人としての権利が人権です。その権利を守るためには、一人ひとりが自分の人権のみならず、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合うことが大切です。区では、人間尊重の社会の実現をめざして「人権尊重都市品川」を宣言し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでいます。この憲法週間の機に人権の大切さについて、あらためて考えてみませんか。

…… 5月1日から7日は憲法週間です ……

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。今日、我が国社会の実情は

いまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根づき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることが人間が作りあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。

一九九三年(平成五年)四月二十八日

三カ国語版「人権尊重都市品川宣言」を作成しました

人権三法ポスターを作成しました

人権に関する法律が施行されています。改めて人権のことを考えてみませんか？

世界人権宣言
世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人種とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。

障害者差別解消法 (2016年4月施行)
障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や民間事業者に対して、合理的配慮を提供することを義務付けています(行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務となっています)。

ヘイトスピーチ解消法 (2016年6月施行)
「日本以外の国・地域の出身者かその子孫」を理由として、生命や財産に危険を加えるように呼び、地域社会からの排除を求める差別的な表現(ヘイトスピーチ)を禁止し、国や自治体は差別の解消に取り組むよう求めています。

部落差別解消推進法 (2016年12月施行)
現在もなお部落差別が存在しており、その差別の解消は我が国の課題であることが明らかになっています。偏見化が進む中で、部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国・地方公共団体に差別の解消に向けた取組を推進するよう求めています。

国際的な人権尊重意識の高まりのもとで、日本では2016年に人権にかかわる三つの法律が施行されました。**差別はしない! させない! 見逃さない!**

中国語版 韓国語版 英語版

※区ホームページで公開しています。

「憲法週間記念 講演と映画のつどい」延期のお知らせ

5月に予定していた「憲法週間記念 講演と映画のつどい」は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため延期します。なお、5月11日(月)より、きゅりあん3階(大井町駅前)の男女共同参画センター交流室で人権に関するパネル展示を行います。ぜひお立ち寄りください。

問い合わせ/品川区人権啓発課(☎3763-5391 Fax3768-5092)

考えよう 人権のこと



区は、これまでも「人権尊重都市品川宣言」を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。しかしながら、昨年度実施した「人権に関わる意識調査」では、宣言の周知度は22%にとどまりました。これを踏まえて、宣言のさらなる周知に努めていきます。

私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見や被差別部落出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然としてあります。最近では、インターネットによる差別書き込みや差別落書き、差別はがきの送付など、人権問題はより複雑化し多様化しています。

「人権尊重都市品川宣言」にこめられた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

性的指向や性同一性障害・性的マイノリティを理由とする偏見や差別をなくそう

性的指向とは、人の恋愛・性愛の対象がどういう方向に向かうかを示す概念であり、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではありません。また、自分自身の体と心の性が一致せず、違和感を持ち、望む性別で取り扱われないことにより苦痛やストレスを感じる性同一性障害の方もいます。このようにいわゆる「女性」「男性」の2つの性に分けられる単純なものではなく、性のあり方は多様です。ただ、少数派のため、興味本位で見られたり嫌がらせをうけたりするなどの問題が出ています。性的マイノリティ(少数派)の方に対する思い込み・偏見による根強い差別により、社会生活のいろいろな場面で人権問題が発生しています。

私たちは、性のあり方にも様々な形があるということを正しく理解することが必要です。誰もが、自分の性(セクシュアリティ)が尊重され、自分らしく生きることのできる社会をめざします。

！許さない！戸籍・住民票の不正取得！

【問い合わせ】 戸籍住民課証明交付係(☎5742-6659 Fax5709-7625)

国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士の8士業には、依頼者に代わり「職務上請求用紙」を使って戸籍証明などを請求する場合、委任状は不要であるなどの特例が認められています。この職務上の権限を悪用して戸籍証明や住民票を大量に不正取得し、売買する事件が起きています。

こうして不正に取得した個人情報が一部の悪質な探偵業者などを通じて、身元調査に利用されることは、差別やプライバシー侵害につながる行為であり、断じて許されるものではありません。

このような身元調査は、差別意識を持って調査を依頼しようとする人に一番問題があると言えますが、私たちもそのような調査には協力しないと、態度や行動で表していくことが大切です。

個人情報保護のため審査を厳格に行います

戸籍証明などの発行に際しては、交付請求者の本人確認を行うとともにその請求理由を審査し、個人情報の保護に努めています。区では、戸籍証明などの大量不正取得事件を踏まえ、不正が疑われる交付請求については警告を発するシステムを導入するなど、審査体制を厳格化し、不正取得を行った士業者には区からも申し入れを行います。

偽造有印私文書行使罪(刑法第159条、161条)：「3月以上5年以下の懲役」
不正手段により戸籍謄本等の交付を受けた者に対する罰則(戸籍法第133条)：
「30万円以下の罰金」

【不正請求事件に対する基本方針について】

区では、職務上請求書を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。不正請求の事実が確定した場合、被害者の方へ不正請求の事実を告知し、さらに、所属団体へ法令遵守および再発防止策の強化を要請します。

！許さない！ヘイトスピーチ！

区内の駅に掲示されているポスターに、外国人を誹謗中傷する落書きが発見されたり、区内外の公共施設や路上で、人の心を傷つけるような内容の差別落書きが、いまだに発見されています。また、2017(平成29)年12月25日には、都内の複数区に差別はがきが送付されたとの報告が東京都からあり、品川区にも差別はがきが送付されました。

いずれも人の心を深く傷つける卑劣な行為であるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため推進している人権啓発の取り組みを損ねるもので、決して許すことのできないものです。

誰もが、お互いの人権が尊重され、安心して暮らせる、心ゆたかな地域社会の実現を願っているはずで、そうした社会の実現のためには、私たち一人ひとりが、人権意識を高めていく必要があります。

人権三法をご存じですか

2016(平成28)年に差別を解消するための三つの法律が施行されました。

【障害者差別解消法】 (2016年4月施行)

全ての人々が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

【ヘイトスピーチ解消法】 (2016年6月施行)

日本に住む日本以外の国や地域の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような差別的言動の解消をめざす法律です。

【部落差別解消推進法】 (2016年12月施行)

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会をめざす法律です。



人権尊重の社会を 築くために

人権啓発・社会同和教育講座

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、部落差別(同和教育)を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「マンガで考える人権」をテーマに、昼コースは「『もののけ姫』から考える被差別民と人権」など3講座、夜コースは「認知症高齢者の尊厳を考える『ペコロスの母に会いに行く』」など3講座を開催しました。また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場芝浦と場で「食肉

の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。そこに参加された方の感想として「人権問題に関わっているとは思っていませんでした。働く人のことを考えたこともなく、おいしい、好き…などでお肉を食べていたことを反省」などの声が寄せられました。人権が尊重される社会をめざして、今年も9月から11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

【問い合わせ】 文化観光課生涯学習係(☎5742-6837 Fax5742-6893)

問い合わせ/品川区人権啓発課(☎3763-5391 Fax3768-5092)